**消費税法改正に伴う月会費および諸費用等の改定について**

晩夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、御存知のとおり消費税法改正が発表され、今年１０月より消費税８％から１０％に引き上げられます。

当クラブと致しましても、消費税法改定に則り、会費・物販等消費税８％から１０％に改定させて頂きたくお願い申し上げます。

９月２６日に引き落とし（１０月分）の月会費・年会費より１０％にてお引き落としを行います。

今後も皆様にご満足いただけるクラブづくりに努力してまいります。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和元年９月吉日

株式会社　翔　成

アイランドスポーツクラブ高槻